

施設利用規約及び禁止事項

<利用規約>

舞洲スポーツアイランドの施設利用にあたり利用者（団体・法人）は、下記記載の施設利用規約及び禁止事項を厳守し安全に運営管理に努めるものとする。

1、利用者の義務

利用者は施設の利用に際し、事故等が生じないように使用目的にそった万全の策を講じることとし、不測の事態が生じた場合は一切の責任を持ち、それに対処する。
施設及び物販を損傷した場合は、利用者はすみやかにその状況を舞洲スポーツアイランドに報告し現状に回復する。
内容は詳細に別途書面より報告し、舞洲スポーツアイランドの承認を得ることとする。

2、権利の譲渡

利用者は利用許可申請書によって生ずる権利を第三者に譲渡、又は転貸することができない。

3、支払い及びキャンセルについて

利用者は舞洲スポーツアイランドの指定する期日までに、舞洲スポーツアイランドの指示する方法で利用料を払う。（前払い）

キャンセル期日は利用日の91日以前

キャンセル期日を過ぎての利用者の都合により催事を中止する場合は、利用者は舞洲スポーツアイランドに利用料の全額を支払う。

警報・感染症の利用中止について

利用（契約）時間、1時間前に警報による催事中止の場合は100%返金

利用日12時以前に警報により催事中止の場合は100% / 12時以降に警報による催事中止の場合は50%返金

開催日に国や大阪府及び大阪市から緊急事態宣言や休業要請による、催事中止の場合は100%返金する

4、公害防止義務

利用者は施設の付近、及び地域住民・舞洲内周辺施設に、公害又は危険を及ぼさないように使用する。

5、反社会的勢力排除

利用者は、反社会的勢力に該当しないことを表明し、該当性の判断のために調査を要する場合、その調査に協力し、必要とする資料を提出する。

6、利用の解除

舞洲スポーツアイランドは次の各号のいずれかに該当するときは、利用期間中であっても施設利用を解除することができる。

(1) 利用者が利用規約・禁止事項に違反したとき。

(2) 利用者が施設利用申請にあたり虚偽の申請を行っていたことが判明されたとき。

(3) 騒音などに対する住民の理解が損なわれ、施設所有者より改善の申出があったとき。

前項による施設利用解除の場合の施設利用料は利用者に返還されないものとする。

7、現状回復の義務

利用者は利用期間内に、施設を現状に回復・清掃するものとする。

8、疑義

利用規約・注意事項に定めのない事項等疑義が生じた場合には、両者協議によりこれに対応する。

*利用規約・注意事項の確認を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自一通を保有する。

<禁止事項・その他確認> ※全てにチェック、署名がない場合は使用できません。

- 利用者は反社会的勢力に該当しない
- 2台以上の同時進行・並走・追走
- 火気・掘削厳禁
- 車検適応音量以外の車両での走行
- 当施設で安全上認められないもしくは、公共性にそぐわないと判断したもの
- あらかじめ当施設にお申し出のない行為
- 車両走行時間帯は9：00～17：00
- ペンキ等のマーキング厳禁
- 電気・水道・トイレ等の設備がありませんので利用者でご準備ください
- 期間中発生したごみはすべてお持ち帰りください
- 産廃の投棄厳禁 *不法投棄発見の際は次回より利用を認めません
- ガソリン等使用の場合は、消火器を常備する
- ドローンを使用する場合は、各署届出書類を提出する

年 月 日
施設ご利用団体・法人名（ゴム印可）

印